

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

制 定 平成 19 年 3 月 23 日規則第 10 号

最近改正 平成 30 年 2 月 1 日規則第 1 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項に規定する規則で定める地位は、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 30.2.1 規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。